

お客さま 各位

令和 4年 10月 吉日
綜電株式会社
代表取締役 黒川 博志

「高圧一括受電サービス」(でんでんサポート) の 燃料費調整額の上限価格廃止に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。ごぞいます。

当社はこの度「高圧一括受電サービス」(でんでんサポート)について、2022年11月1日より関西電力株式会社や大阪ガス株式会社等の自由料金メニューと同様に、低圧契約の燃料費調整制度に基づく燃料費調整に係る単価の上限価格を廃止することとしましたので、お知らせいたします。

これまでお客さまへ安心して電気をご利用いただけるよう、管理費のコストダウンを中心に徹底した事業運営の効率化を図ることで、お客様へは燃料費調整に係る単価に上限価格を定めて廉価に電力供給をおこなってまいりました。しかしながら、昨今のウクライナ情勢の深刻化や円安の進行といった急激な国際情勢の変化により燃料価格が高騰し続けていることから、当社事業運営への影響は甚大であり、今回の燃料費調整に係る単価の上限価格廃止は、今後もお客さまへ安定的に電力供給を継続するための決定であることをご理解賜りますようお願い申し上げます。なお、基本料金単価、電力量料金単価については、変更ございませんのでご安心下さいませ。

当社といたしましては、引き続きお客さまへ安心して電気をご利用いただけるよう一層の事業運営の効率化に努めてまいる所存でございますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

燃料費調整制度とは

燃料費調整制度とは、原油、液化天然ガスや石炭等の火力発電燃料費の変動に応じて、毎月の電気料金を調整する制度のことです。この制度に基づき、燃料価格が上昇した場合には燃料費調整額を加算し、燃料価格が低下した場合には燃料費調整額を差し引きます。

(燃料費調整額の算定についての詳細は【別紙】をご参照ください)

1. 変更内容

2022年11月分の電気利用料金から、燃料費調整制度に基づく燃料費調整に係る単価に上限価格を定めないこととします。これにより燃料費調整額の上限がなくなります。

2. 変更による影響額

変更前と比較して、燃料費調整額のご負担が増える可能性がございます。(基本料金単価、電力量料金単価に変更はございません。)

基本料金 + 電力量料金	再エネ賦課金 ※①	燃調費 ※②	うち 影響額
--------------	--------------	-----------	-----------

①…再生可能エネルギー発電促進賦課金

②…燃料費調整額

ご負担
増加分

【ご参考：2022年11月分の電気利用料金にかかる平均影響額】

平均影響額 (ご負担増加分)
約1,353円

※使用量は2021年11月分の当社電力供給量の平均的な使用量(230kWh)をもとに算出しています。

※上記影響額に消費税相当額は含みません。

※燃料費調整額(今回の影響額を含む)は、時期により異なります。

3. よくある問い合わせ

① 燃料価格はどれくらい値上がりしているのですか？

⇒2021年と比較し、2022年の燃料価格は2～3倍程度高騰しております。

項目	2021年11月	2022年11月	前年比
平均原油価格	49,665円/k1	96,918円/k1	約1.9倍
平均液化天然ガス価格	54,979円/t	123,030円/t	約2.2倍
平均石炭価格	13,838円/t	49,450円/t	約3.5倍

② 今回の変更によりどれくらい請求金額が変わりますか？

⇒ 2022年11月分の電気利用料金にかかる平均影響額（ご負担増加分）

100kWh ご使用の場合	230kWh ご使用の場合	300kWh ご使用の場合
約588円	約1,353円	約1,764円

※230kWhは2021年11月分の当社供給電力量の平均的な使用量です。

※影響額は2022年11月分の燃料費調整に係る単価（7.92円/kWh）をもとに算出しています。

※消費税相当額は含みません。

【ご参考：2022年11月の燃料費調整に係る単価の比較表】

燃料費調整に係る単価（1kWhあたり・消費税相当額除く）		差額
上限価格ありの場合	上限価格なしの場合	
2.04円	7.92円	5.88円

③ 今回の変更に伴う適用時期はいつから開始されますか？

⇒ 2022年11月分の電気利用料金より適用となります。

【本件に関するお問い合わせ先】

0120-050-561

受付時間 10:00～18:00（土日祝を除く）

以上

【別紙】

燃調費調整額の算定

① 平均燃料価格

原油換算値1キロリットルあたりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。

なお α 、 β 、 γ の値は付表のとおりといたします。

また、平均燃料価格は100円単位とし、100円未満の端数は10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットルあたりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トンあたりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トンあたりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における1トンあたりの平均原油価格、1トンあたりの平均液化天然ガス価格および1トンあたりの平均石炭価格の単価は1円とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は1銭とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットルあたりの平均燃料価格が付表の基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{付表の基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{付表の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットルあたりの平均燃料価格が付表の基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{付表の基準燃料価格}) \times \frac{\text{付表の基準単価}}{1,000}$$

③ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日～3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日～4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日～5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日～6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日～7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日～8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日～9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日～10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日～11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日～12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日～翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日～翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年の場合、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等

④ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に②(=燃料費調整単価)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

[付表]

需要場所の 所在地	α 、 β 、 γ の値	基準単価		基準燃料価格
関西	$\alpha = 0.0140$ $\beta = 0.3483$ $\gamma = 0.7227$	【高圧需要】	15 銭 8 厘	27,100 円
		【低圧需要】 最低料金の設定があるメニュー	■最初の15キロワット時まで →2 円 47 銭 5 厘 ■上記をこえる1キロワット時につき →16 銭 5 厘	
		【低圧需要】 その他の料金メニュー	1 キロワット時につき →16 銭 5 厘	